

『緊急事態宣言』発令期間再延長による会館貸出制限等お知らせ

連絡事項

- 令和3年9月9日(木)に、政府により緊急事態宣言の発令期間を9月30日(木)まで再延長したこと並びに東京都による緊急事態措置を受けたことから、下記期間内の西新井法人会館の【夜間枠】(20:00~21:00)の貸出を【休止】させていただきます。
- また、西新井法人会館各ホールの収容者数についても、下記のとおり上限を設けさせていただきます。
- 尚、下記期間内に西新井法人会館を利用される際は、使用責任者様において以下施策を講じていただき、感染拡大防止へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 下期間内は【飲食厳禁】になりますのでご注意ください。
また、来場者が100名以上になる場合は、使用責任者様において足立区新型コロナウイルス対策本部への事前報告が必要になりますので、ご注意ください。
- 万が一、感染等が発生した場合、消毒作業費等は使用責任者様負担になりますのでご注意ください。
- 会館使用日が(土)(日)(休)(祝)の場合や、平日の会館使用の終了時刻が15:00以降になる場合は、使用責任者様において施錠等をしていただきますので、事前にカギを取りに来てください。
カギの返却及び精算等は翌営業日以降に受け付けます。

記

[期間]

令和3年9月9日(木) ~ 9月30日(木)

[収容者数の上限] ※但しソーシャル・ディスタンスを保つこと
※人と人との間隔を2m以上確保するよう努める

Aホール：30名迄

Bホール：15名迄

Cホール：25名迄

[施策]

来場者への検温実施。発熱(37.5℃以上)が認められた者に対する入場禁止の実施

来場者への手指消毒実施及びマスク着用の厳守化

ソーシャル・ディスタンス(人と人との間隔が2メートル以上確保されていること)の保持及び3密(密閉・密集・密接)の回避

使用中のホールの換気実施(窓や出入ドアの開放、換気扇使用)

来場者同士による大声での会話や歓声の自粛。
また使用責任者様による来場者に対する適宜アナウンスの実施。

会議資料や紙、チラシ類、販促品など物品の配付に際し、手渡し禁止。机上に事前に設置する等、据え置き方式への転換。

来場者に対する、来場者名簿への記入要請(来場者の氏名、来場者の電話番号等を要記入)。

◆ 来場者名簿は使用責任者様において作成し、個人情報保護に留意して、使用責任者様にて1ヶ月間保存してください。

◆ 来場者名簿は、足立区新型コロナウイルス対策本部、または感染症拡大防止を担う行政機関から提出を求められる場合があります。その際は、速やかに対応しご協力くださいますようお願い申し上げます。

● **また、詳しい施策については、足立区新型コロナウイルス対策本部で発行されている『足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン』を閲覧してください。**

●『足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン』（第11版
－ 令和3年9月10日一部改訂 －）

https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/47076/guideline_11_0910kaitei.pdf

※上記ガイドラインは定期的に更新されます。

●何卒宜しくお願い申し上げます。

以上